

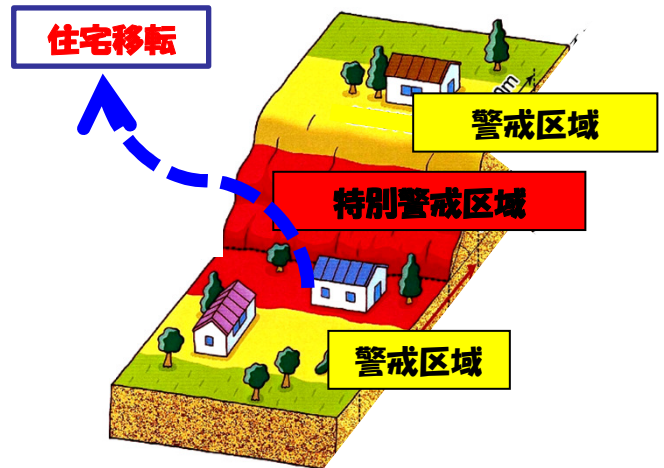
土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱を改正しました。 (レッドゾーンからの移転を支援)

- ◆ 平成27年7月8日から、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方々の安全な区域への移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を創設しており、令和2年11月5日に令和2年7月豪雨の被災者の支援拡大を含めた要綱の改正を行いました。
- ◆ 1戸からでも最高300万円の補助金を交付する全国初の取組です。
- ◆ **現在お住いの家やご家族の家が土砂災害特別警戒区域内かどうか確認してください。**
(熊本県ホームページで確認できます。)

事業内容

交付要件

- ◎これまで住んでいた住宅の除却
- ◎土砂災害警戒区域外へ移転
- ◎県内への移転 等



主な改正内容

- ◎交付決定前に実施した経費について交付 ⇒ 令和2年7月豪雨の被災者のみ対象
- ◎住宅除却の一定期間延期 ⇒ 令和2年7月豪雨以降の被災者対象
- ◎住宅除却せずに倉庫等の利用が可能（居住できないことが条件）⇒すべての対象者

補助内容

住宅の建設・購入費
移転先のリフォーム費

移転経費
(賃貸費等)

住宅除却費等



詳しくはホームページをご覧ください

○土砂災害危険箇所の確認は

[熊本県土砂災害情報マップ](#)

検索

○事業の詳細は

[熊本県住宅移転](#)

検索

問合せ : 八代市建設部土木課 0965-33-4471